

令和元年 8 月 7 日

利用者の皆様へ

三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿 管理事務所

## 利用料金の改定について（お知らせ）

いつも当施設をご利用いただきありがとうございます。

当施設は水泳場、庭球場、体育館、サッカー・ラグビー場、クライミングウォール、多目的広場の全ての施設において、**令和 2 年 4 月 1 日に利用料金の改定を予定しております。**

令和元年（2019 年）10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 10%へ引き上げられる予定ですが、消費税率等の引き上げが実施されたとしても当施設は令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの半年間については経営判断により利用料金を据え置きして対応いたします。

つきましては、令和 2 年 4 月 1 日から需要及び消費税率等の引き上げに応じた値上げに伴う利用料金の改定を実施して新料金で管理運営を行う予定ですので、利用者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、新料金については正式に決まった段階で皆様にお伝えしてまいります。